

米子市監査委員告示第5号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月13日

米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 植 田 昭
米子市監査委員 中 田 利 幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

(1) 市民二課

(2) こども相談課

3 監査対象の概要

(1) 市民二課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 総合案内に関すること。

イ 公益通報（総務部職員課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

ウ 行政相談、市民相談等に関すること。

エ スマート窓口に関すること。

オ おくやみコーナーに関すること。

カ 消費者行政に関すること。

キ 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定に基づく事務に関すること。

ク 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の規定に基づく事務に関すること。

- ケ 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付に関する事。
- コ 市営墓地の使用に関する事。
- サ 個人番号カードの交付に関する事（市民一課の所掌に属する事項を除く。）。
- シ 電子証明書発行手数料の徴収に関する事。

また、令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年12月末日現在）は、別表1のとおりであった。

(2) こども相談課の課及び担当の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- ア 総合的な子育て相談に関する事（福祉保健部健康対策課及び教育委員会事務局学校教育課と共管）。
- イ 発達に課題のある児童に係る相談及び援助に関する事。
- ウ 児童発達支援センターに関する事。
- エ 児童家庭相談に関する事。
- オ 助産施設における助産の実施に関する事。
- カ 母子生活支援施設における保護の実施に関する事。
- キ 母子保健法の規定に基づく事務（同法の規定に基づく未熟児の養育医療に係る事務を除く。）に関する事（福祉保健部健康対策課と共管）。
- ク 母子の健康管理に関する事（福祉保健部健康対策課と共管）。
- ケ 婦人保護事業に関する事。
- コ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事。
- サ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）で定めるところにより市が処理することとされた母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づく母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに係る事務に関する事。

また、令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年12月末日現在）は、別表2のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和7年4月1日から同年12月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和8年2月26日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂 正史・植田 昭・中田 利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 市民二課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 使用料及び手数料においては、適正に処理されていた。

b 国庫支出金においては、適正に処理されていた。

c 県支出金においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(エ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、次の不適切な処理があった。

a 支出する金額を誤っているものがあったので、軽貨物自動車賃貸借に関する契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 請求書の請求日が契約書で定められた要件を満たしていないもの

があったので、空調設備賃貸借契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ク) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) つり銭資金の管理事務については、適正に処理されていた。

イ 物品の管理事務

備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

(2) こども相談課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

a 出張復命書の提出のないものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 旅費の精算を遅延しているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 分担金及び負担金においては、納入期限を誤っているものがあったので、米子市児童発達支援センター入所に関する条例（平成18年米子市条例第43号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 使用料及び手数料においては、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 県支出金においては、調定日及び納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 財産収入においては、次の不適切な処理があった。

(a) 調定日が誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(b) 納入期限が誤っているものがあったので、土地賃貸借契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

e 寄付金においては、適正に処理されていた。

f 諸収入においては、適正に処理されていた。

(エ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(サ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(シ) 扶助費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務については、適正に処理されていた。

ウ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

別表 2 (こども相談課)

令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (令和7年12月末日現在)

歳 入		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
民生費負担金	1,641,000	878,816	639,350	239,466	39.0	72.8
民生使用料	146,000	94,710	94,710	0	64.9	100.0
民生手数料	105,000	23,100	23,100	0	22.0	100.0
民生費国庫負担金	38,525,000	0	0	0	0.0	-
民生費国庫補助金	5,731,000	0	0	0	0.0	-
衛生費国庫補助金	131,294,000	100,708,000	94,708,000	6,000,000	72.1	94.0
民生費県負担金	94,990,000	39,195,634	36,510,434	2,685,200	38.4	93.1
民生費県補助金	6,509,000	0	0	0	0.0	-
衛生費県補助金	1,973,000	0	0	0	0.0	-
民生費委託金	1,339,000	0	0	0	0.0	-
財産貸付収入	1,000	792	792	0	79.2	100.0
民生費寄附金	120,000	315,000	315,000	0	262.5	100.0
基金繰入金	1,788,000	0	0	0	0.0	-
雑 入	8,723,000	3,443,376	2,933,316	510,060	33.6	85.2
民 生 債	6,700,000	0	0	0	0.0	-
合 計	299,585,000	144,659,428	135,224,702	9,434,726	45.1	93.5

歳 出		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
社会福祉総務費	7,474,000	5,786,242	5,686,242	1,787,758	76.1	98.3
児童福祉総務費	9,994,000	8,457,194	8,454,694	1,539,306	84.6	100.0
母子福祉費	74,265,000	55,923,883	55,923,883	18,341,117	75.3	100.0
児童福祉施設費	59,773,000	41,131,292	39,640,094	20,132,906	66.3	96.4
家庭児童相談室運営費	14,961,000	9,896,842	9,892,435	5,068,565	66.1	100.0
保健衛生総務費	409,916,000	306,571,986	301,893,887	108,022,113	73.6	98.5
事務局費	7,129,000	5,606,365	5,604,240	1,524,760	78.6	100.0
合 計	583,512,000	433,373,804	427,095,475	156,416,525	73.2	98.6